

監査報告書

令和4年5月26日

学校法人小関学院
理事会 御中
(評議員会 御中)

監事 難波 玄



監事 初見 俊明



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人小関学院の令和3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の、学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った。

監査にあたり、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人の業務及び財産の状況は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実のないことを認める。

以上